

兵庫県公報

平成26年11月21日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（薬務課）	1
○ 障害者総合支援規則の一部を改正する規則（同）	1
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	2
訓 令	
○ 官報報告規程の一部を改正する訓令（文書課）	3
○ 附属機関の幹事の指定に関する規程の一部を改正する訓令（青少年課）	4

公布された法令のあらまし

- 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第35号）
 - 1 薬事法施行規則の一部改正に伴い、引用する省令の名称を改めることとした。
 - 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、引用する条例の条文を改めることとした。
- 障害者総合支援規則の一部を改正する規則（規則第36号）

薬事法の一部改正に伴い、引用する法律の名称を改めることとした。
- 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第37号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する手数料の新設及び廃止が行われること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月21日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第35号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表21の項中「39の部(6)の項」を「39の部」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。ただし、本則の表21の項の改正規定（「39の部(6)の項」を「39の部」に改める部分に限る。）は、平成27年4月1日から施行する。



障害者総合支援規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月21日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第36号

障害者総合支援規則の一部を改正する規則

障害者総合支援規則（平成18年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。
様式第12号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第37号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。
別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項41(6)を次のように改める。

(6) 削除

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(10)を次のように改める。

(10) 削除

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(14)を次のように改める。

(14) 削除

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(18)を次のように改める。

(18) 削除

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(22)を次のように改める。

(22) 削除

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(25)及び(26)を次のように改める。

(25) 削除

(26) 医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(29)を次のように改める。

(29) 医療機器製造販売業許可申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(29)の次に(29)の2から(29)の10までとして次のように加える。

(29)の2 体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料

(29)の3 医療機器製造販売業許可更新申請手数料

(29)の4 体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料

(29)の5 医療機器製造業登録申請手数料

(29)の6 体外診断用医薬品製造業登録申請手数料

(29)の7 医療機器製造業登録更新申請手数料

(29)の8 体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料

(29)の9 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料

(29)の10 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(40)及び(41)を次のように改める。

(40) 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業許可申請手数料

(41) 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業許可更新申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(44)の次に(44)の2から(44)の5までとして次のように加える。

(44)の2 再生医療等製品販売業許可申請手数料

(44)の3 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料

(44)の4 薬局開設許可証書換え交付手数料

(44)の5 薬局開設許可証再交付手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(45)から(48)までを次のように改める。

(45) 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証書換え交付手数料

(46) 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証再交付手数料

(47) 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証書換え交付手数料

(48) 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証再交付手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(48)の次に(48)の2から(48)の7までとして次のように加える。

(48)の2 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換え交付手数料

(48)の3 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証再交付手数料

(48)の4 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換え交付手数料

(48)の5 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証再交付手数料

(48)の6 再生医療等製品の製造販売業許可証書換え交付手数料

(48)の7 再生医療等製品の製造販売業許可証再交付手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(49)及び(50)を次のように改める。

(49) 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品の販売業許可証書換え交付手数料

(50) 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器の販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品の販売業許可証再交付手数料

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条の規定に基づく体外診断用医薬品又は医療機器の製造販売の承認の申請をしている者に係る製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査の手数料については、改正後の収入証紙条例施行規則別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(26)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

訓 令

兵庫県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

官報報告規程の一部を改正する訓令

官報報告規程（昭和38年兵庫県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表5の項(3)中「委員及び教育長」を「教育長及び委員」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は様式第6号」を削る。

様式第6号中「、教育長」を削る。

様式第8号中「教育委員会の委員」を「教育委員会の教育長及び委員」に、「及び」を「並びに」に、「(監査委員)」を「(教育委員会教育長・監査委員)」に、「〇〇〇〇委員」を「〇〇〇〇委員(教育長)」に改める。

様式第10号中「教育委員会の委員」を「教育委員会の教育長及び委員」に、「及び」を「並びに」に、「(監査委員)」を「(教育委員会教育長・監査委員)」に、「〇〇〇〇委員」を「〇〇〇〇委員(教育長)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日以後最初に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により任命された同法第13条第1項の教育長に係るこの訓令による改正後の官報報告規程様式第8号の規定の適用については、同様式中「××委員会委員(教育委員会教育長・監査委員)任命(選任)」とあるのは「教育委員会教育長任命」と、「〇〇〇〇委員(教育長)は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)(欠員であったところ)×月×日次の者が任命(選任)された」とあるのは「×月×日次の者が任命された」と、「××委員会委員(教育委員会教育長・監査委員)氏名」とあるのは「教育委員会教育長氏名」とする。



兵庫県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

附属機関の幹事の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

附属機関の幹事の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表青少年愛護審議会の項中「中央こども家庭センター所長」を「中央こども家庭センター所長 精神保健福祉センター所長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。